

岡山県立誕生寺支援学校 いじめ問題対策基本方針[全体計画]

平成30年4月改訂

いじめに関する現状と課題

本校のいじめ認知件数は、年間1~2件前後で推移している。障害特性やコミュニケーション能力などの不足などの原因が挙げられるため、適切な支援、指導が求められている。自主通学生生の約65%が携帯電話(スマートフォンを含む)を所持しており、SNSを媒介とした生徒同士のトラブルも発生しています。現在担任学年を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するために、寄宿舎や他学年とも連携し、学校として組織的に対応する必要があります。また、いじめの早期発見や適切な対処のための教職員研修の充実も必要です。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校として組織的な取組を推進するため、校内いじめ・虐待防止委員会には、管理職や生徒指導担当以外にも該当学年の教職員が参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行います。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果をもとに、校内研修や保護者対象の講演会を実施する等、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図ります。
 - いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進められるよう、誰もが活躍できる場を設定し自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進めます。
 - いじめの早期発見のため、定期的にアンケートを実施し、併せて教育相談も行う。得られた情報は教職員間で共有します。
- <重点となる取組>**
- いじめの早期発見のため、チェックリストを利用して学校や家庭における日常的な観察を行う。また、教職員の指導のあり方を自己点検できるよう、チェックリストを活用します。
 - 全校児童生徒を対象に、いじめに関するアンケートを実施したり、教育相談を推進したりすることで、いじめの早期発見に努めます。
 - 児童生徒の実態に応じて、小学部低学年から段階的に情報モラルについて指導を行います。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地域との連携等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かします。
- 学校評議委員や通学ボランティア、町内の協議会等と連携し学校外での生活に関する見守りや情報提供を受けることで、いじめの早期発見に努めます。
- インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等について、PTA対象に研修会や資料等で啓発を行います。
- 学校ホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促していきます。
- 学校評価において、基本方針に基づく、いじめの未然防止、早期発見、いじめの対処などの取り組み状況を学校評価項目に入れ、評価していただきます。

学 校

いじめ・虐待委員会

<対策委員会の役割>

- 基本方針にもとづく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対応。

<対策委員会の開催時期>

- 年3回(学期ごと)開催。必要に応じて外部関係機関の出席を要請。

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- 校内
 - 校長、副校長、教頭、部主事、生徒指導主事、各学部生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育(コーディネーター、担当者)、教務、他(当該学年主任、担任)
- 校外
 - (臨時)県教育委員会、児童相談所、警察 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 県教育委員会
- 県総合教育センター
- おかもま発達障害者支援センター
- 津山児童相談所
- 美咲警察署
- 少年サポートセンター
- 医療機関 等

<連携の内容>

- ネット・トラブルによる監視
- 対応方針についての相談
- 児童生徒の心のケア
- 刑事事件として扱われたケースの連携等
- 刑事事件として扱われないケースの連携等

<学校側の窓口>

- 副校長
- 当該教頭、部主事
- 生徒指導主事
- 特別支援教育コーディネーター

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(教職員) ・ 教職員の指導力向上のために生徒指導校内研修パッケージを利用して研修を行います。 (居場所づくり) ・ 日頃の授業や行事などの特別活動等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進めます。 (情報モラル教育) ・ ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性と共に情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を育てます。 (日常的な観察) ・ チェックリストを利用して学校や家庭内における日常的な観察を行い、いじめの早期発見に努めます。
② 早期発見	(実態把握) ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行います。 ・ 児童生徒の心のアンケート調査後に教育相談(学期ごとに年3回)を行い、生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図ります。 (相談体制の確立) ・ 担任、学年を中心に、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭とともに連携を図り、すべての教員が児童生徒の変化を見逃さず、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整えます。 ・ 「先生ちよっと聞いて相談箱」の設置。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・ 本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性があきらかになったときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その旨を生徒指導主事に報告します。 (組織的な対応についての検討) ・ いじめと認められる事案の場合は、即時に状況把握をし、対応委員会を開催します。 ・ いじめの未然防止や組織的な対応を検討するため、校内のいじめ・虐待防止委員会を開催します。(年3回) (いじめられた児童生徒への支援) ・ いじめが確認された場合は、いじめられた児童生徒を守り抜くことを最優先し、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行います。 ・ いじめが止んでいる状態でも、3ヶ月以上状況を把握していきます。また本人、保護者の気持ちも伺っていきます。 (いじめた児童生徒への指導) ・ いじめは絶対に許されない行為であることを気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応をとるとともに、健全な人間関係を営む力の育成を図っていきます。